

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、会社Aに採用され、B県C市所在のD流通センター内の同社のC事務所（以下「事務所」という。）に配属となり、事務所倉庫内において介護施設、病院等に配送する野菜の仕分け作業等に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、事務所での4段重ねの折りたたみ式のコンテナ（以下「オリコン」という。）を手押し台車から大きな台車に乗せ替えようとして、1段目のコンテナを持った際に右手を捻り負傷したとして、E病院に受診したところ「右ドケルバン病」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は業務が原因で発症したものであるとして、監督署長に対して療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

なお、請求人は本件疾病に加え、平成〇年〇月〇日に事務所の作業により首の左側を負傷したとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、不支給処分となり、審査請求においても棄却されたため、再審査請求に及

んでいる。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、平成〇年〇月〇日、作業中にオリコンを持って、右手を捻ったことにより発症したと述べているが、F医師は傷病名を、請求人の右手の状態から「ドケルバン病」と診断している。

当審査会は、「ドケルバン病」の発症機序は、手指の使い過ぎにより発症するもので、手を捻って「ドケルバン病」になることはないとするF医師の面談録取書及び意見書での意見を妥当と判断し、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

3 以上のおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって、主文のおり裁決する。